

一号に係る部分に限る。)の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受ける場合又は同法第三十条の十五第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを利用する場合は、前条第一項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

第二条 法第五条第一項の旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿の様式は、第三号様式とする。

(旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿の様式)

第二条 法第五条第一項の旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿の様式は、第三号様式とする。

(心身の故障により旅行業又は旅行業者代理業を適正に遂行することができない者)

第二条の二 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により旅行

業又は旅行業者代理業を適正に遂行するに當たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行

うことができない者とする。

(財産的基礎)

第三条 法第六条第一項第十号の国土交通省令で

令で定める者は、精神の機能の障害により算定

した資産額(以下「基準資産額」という。)が、

次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定め

る額以上であることとする。

一 登録業務範囲が第一種旅行業務である旅

業(以下「第一種旅行業」という。)を営も

うとする者 三千万円

二 登録業務範囲が第二種旅行業務である旅

業(以下「第二種旅行業」という。)を営も

うとする者 七百万円

三 登録業務範囲が第三種旅行業務である旅

業(以下「第三種旅行業」という。)を営も

うとする者 三百万元

四 登録業務範囲が地域限定旅行業務である旅

業(以下「地域限定旅行業」という。)を営も

うとする者 百万円

第五条 基準資産額は、第一条の四第一項第一号

ニ又は第二号ハに規定する貸借対照表又は財産

に関する調書(以下「基準資産表」という。)

に計上された資産(創業費その他の繰延資産及

び営業権を除く。以下同じ。)の総額から当該

基準資産表に計上された負債の総額及び法第八

条第一項に規定する営業保証金の額(新規登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であつ

たときは、登録行政庁は、その旨を登録行政

庁に通知しなければならない。

4 登録行政庁は、前項の規定による通知を受けたときは、旅行業者登録簿の当該旅行業者に係

る部分の写しを当該通知を行つた行政庁に送付

しなければならない。

5 前項の規定による送付を受けた行政庁は、変

更登録を行つたときは、その旨を登録行政庁及

び当該旅行業者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第五条 旅行業者又は旅行業者代理業者(以下「旅行業者等」という。)は、法第六条の四第三項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、登録行政庁(旅行業者等が現に登録を受けている行政庁をいう。第十条の四、第三十八条、第三十九条及び第四十条において同じ。)に、第四号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。

ただし、第二号に規定する主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出

しようとする旅行業者、観光庁長官

二 第二種旅行業、第三種旅行業又は地域限定

旅行業への変更登録の申請をしようとする旅

行業者、主たる営業所の所在地を管轄する都

道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。)

の届出をしようとするときは、変更後の主たる

営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出

書を提出しなければならない。

前項の届出書には、変更に係る事項に関する

第五号様式による書類及び次に掲げる書類を添

付しなければならない。

一 変更に係る事項が法人の代表者の氏名であ

るときは、当該代表者が法第六条第一項第七

号に該当しないことを証する書類

二 変更に係る事項が法第四条第一項第四号に

掲げるものであるときには、代理業契約の契

約書の写し

四 第四条の二第三項から第五項までの規定は、

第一項ただし書の届出事項の登録の実施について準用する。

(旅行者との取引の額)

第六条 法第八条第一項に規定する営業保証金の額は、別表第一の額(旅行業者の登録業務範囲

が第一種旅行業務である場合にあつては、別表

第一の額に別表第二の額を加えた額)とする。

(営業保証金又は弁済業務保証金に充てること

ができる有価証券)

第七条 法第八条第六項(法第四十七条第三項及び第四十八条第四項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める有価証券は、次

に掲げるものとする。

(営業保証金の額)

第八条 法第八条第六項(法第四十七条第三項及び第四十八条第四項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める有価証券は、次

に掲げるものとする。

一 國債証券

二 地方債証券

三 特別の法律により法人が発行する債券

四 前号に掲げるもののほか、担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)による

担保附社債券及び法令により優先弁済を受け

る権利を保証されている社債券(自己の社債

券及び会社法(平成十七年法律第八十六号)

による特別清算開始の命令を受け、特別清算

終結の決定の確定がない会社、破産法(平成

十六年法律第七十五号)による破産手続開始

の決定を受け、破産手続終結の決定若しくは

破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事

再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に

よる再生手続開始の決定を受け、再生手続終

結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定

がない会社又は会社更生法(昭和二十七年法

律第七十二号)による更生手続開始の決定

を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手

事の届出を受ける場合を除く。)

三 当該旅行業者が、前事業年度に法第七条第

二項(法第九条第六項において準用する場合を

含む。以下この条において同じ。)の届出を

した場合(前号に掲げる場合を除く。)

二 当該旅行業者が、前事業年度が、一年と異な

る期間であった場合(前二号に掲げる場合を

除く。)

前項各号に掲げる場合について、法第八条第

一項の国土交通省令で定める額は、それぞれ次

の各号に掲げるものとする。

続発行の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。)

(營業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券の価額)

第九条 法第八条第六項(法第四十七条第三項及び第四十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により前条の有価証券を營業保証金又は弁済業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 国債証券、地方債証券又は政府がその債務につき保証契約をした有価証券 領面金額

二 前号の有価証券以外の有価証券 領面金額

の百分の九十の割引の方法により発行した有価証券で供託の日から償還期限までの期間が五年を超えるものについては、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を領面金額とみなして、前項の規定を適用する。

(領面金額 - 発行価額) / 発行の日から償還の日までの年数 × (発行の日から供託の日までの年数 + 4)

前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた一年未満の端数並びに領面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。

(取引額の報告)

第九条の二 法第十条の規定により前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額の報告をしようとする旅行業者は、第六号様式の取引額報告書を登録行政庁に提出しなければならない。

(旅行業務取扱管理者の職務)

第十一条 法第十二条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 旅行に関する計画の作成に関する事項

二 法第十二条の四の規定による料金の掲示に関する事項

三 法第十二条の二第三項の規定による旅行業約款の掲示及び備置きに関する事項

四 法第十二条の四の規定による取引条件の説明に関する事項

五 法第十二条の五の規定による書面の交付による広告に関する事項

六 法第十二条の七及び法第十二条の八の規定による広告に関する事項

七 法第十二条の九の規定による書面の交付による広告に関する事項

八 法第十二条の十の規定による企画旅行の円滑な実施のための措置に関する事項

九 契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

十 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

十一 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

十二 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

十三 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

十四 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

十五 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

十六 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

十七 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

十八 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

十九 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

二十 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

二十一 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

二十二 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

二十三 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

二十四 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

二十五 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

二十六 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

二十七 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

二十八 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

二十九 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

三十 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

三十一 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

三十二 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

三十三 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

三十四 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

三十五 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

三十六 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

三十七 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

三十八 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

三十九 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

四十 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

四十一 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

四十二 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

(法第十二条の二第五項の国土交通省令で定める事項)

(旅行業務取扱管理者試験)
第十一條 観光庁長官は、旅行業務取扱管理者試験(以下「試験」という。)の期日、場所その他の実験の実施に関し必要な事項を官報で公示するものとする。

他試験の実施に関し必要な事項を官報で公示する者と申請書を提出してその再交付を受けることができる。

前項の申請書には、試験に合格したことを証明したときは、第九号様式による合格証再交付申請書を提出してその再交付を受けることができる。

前項の申請書には、試験科目のうちの一部の科目について合格点を得た者に対し、当該科目を文書で通知するものとする。

合格証(以下「合格証」という。)を交付するものとする。

試験に合格した者は、合格証を滅失し、又は損したときは、第九号様式による合格証再交付申請書を提出してその再交付を受けることができる。

前項の申請書には、試験科目のうちの一部の科目について合格点を得た者に対し、当該科目を文書で通知するものとする。

に關し特別の事情があると認めて、旅行の目的地の状況、言語その他の事項を勘査し旅行の目的地及び期間を限定して異なる経験を告示により指定した場合にあつては、当該指定による経験」とする。

2 前項の場合において、法第十二条の十一第一項の規定に適合する者の指導による旅程管理業務に相当する実務の研修を受けた経験は、当該研修を受けた地域を目的地とする旅行に係る旅程管理業務に従事した経験とみなす。

(登録の申請)

第三十四条 法第十二条の十二(法第十二条の十五第一項において準用する場合を含む。)の規定により法第十二条の十一第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、観光庁長官に提出しなければならない。

- 1 登録を受けようとする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 登録を受けようとする者が旅程管理研修業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 3 登録を受けようとする者が旅程管理研修業務を開始する日
- 4 登録を受けようとする者に添付し前項の申請書には、次に掲げる書類
- 5 旅券又は寄付行為及び登記事項証明書
- 6 役員の氏名及び経歴を記載した書類
- 7 登録を受けようとする者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
- 8 住民票の写し
- 9 口履歴書
- 10 旅程管理研修が法別表第一の上欄に掲げる科目(以下この節において「登録研修科目」という。)について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師(以下この節において「登録研修講師」という。)により行わることを証する書類
- 11 登録研修講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類
- 12 登録を受けようとする者が法第十二条の十五各号のいずれにも該当しないことを証する書類

(登録研修機関の記載事項)

第三十五条 法第十二条の十四第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

二 旅程管理研修業務を行う事務所に関する事項

三 旅程管理研修の日程及び公示方法に関する事項

一 旅程管理研修業務を行う事務所の名称

二 旅程管理研修業務の開始日
(旅程管理研修業務の実施基準)

三 旅程管理研修を毎年一回以上行うこと。
二 旅程管理研修の内容及び時間等の研修の内容及び研修の方法が、それぞれ観光庁長官が告示で定める基準に適合するものであること。

三 登録研修科目の研修時間等の研修の内容及び研修の方法が、それぞれ観光庁長官が告示で定める基準に適合するものであること。

四 旅程管理研修教材(以下この節において「登録研修教材」という。)を使用するものであること。

五 登録研修講師は旅程管理研修の内容に関する受講者の質問に対し、旅程管理研修中に適切に応答すること。

六 観光庁長官が告示で定めるところにより旅程管理研修の修了試験(以下この節において「修了試験」という。)を行い、当該試験に合格した者に對して、旅程管理研修の修了証明書(以下この節において「修了証明書」といいう。)を交付すること。

七 旅程管理研修の実施に關し必要な事項及び当該研修が旅程管理研修である旨を公示すること。

(登録事項の変更の届出)

第三十七条 登録研修機関(法第十二条の十一第一項に規定する「登録研修機関」)をいう。以下のこの節において同じ。)は、法第十二条の十七の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする日

三 変更の理由

(旅程管理研修業務規程の記載事項)

第三十七条の二 法第十二条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 旅程管理研修業務を行った時間及び休日に關する事項

二 旅程管理研修業務を行った事務所に関する事項

三 旅程管理研修の日程及び公示方法に関する事項

四 旅程管理研修講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

五 旅程管理研修が法第十二条の十五各号のいずれにも該当しないことを証する書類

(登録研修機関の記載事項)

第三十七条の三 登録研修機関は、法第十二条の十九の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 休止又は廃止しようとする旅程管理研修業務の範囲

二 旅程管理研修業務を休止又は廃止しようとする日

三 旅程管理研修業務を休止しようとする期間

四 旅程管理研修業務を休止又は廃止しようとする理由

(財務諸表等の閲覧の方法)

第三十七条の四 法第十二条の二十第一項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第三十七条の五 法第十二条の二十第二項第四号の国土交通省令で定める方法は、電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち、登録研修機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものと交付する方法

三 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(帳簿の記載事項)

第三十七条の六 法第十二条の二十四の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 旅程管理研修の実施方法に關する事項

二 旅程管理研修に關する料金及びその収納の方法に關する事項

三 旅程管理研修の内容及び時間に關する事項

四 旅程管理研修の受講申請の受理に關する事項

五 旅程管理研修の受講申請の受理に關する事項

六 旅程管理研修の証明書の交付及び再交付に關する事項

七 旅程管理研修の内容及び時間に關する事項

八 登録研修教材に關する事項

九 修了試験の実施方法

十 修了試験の実施方法

十一 旅程管理研修業務に關する秘密の保持に關する事項

十二 旅程管理研修業務に關する帳簿及び書類の管理に關する事項

十三 不正な受講者の処分に關する事項

十四 その他旅程管理研修業務に關し必要な事項

(旅程管理研修業務の休廃止の届出)

第三十七条の三 登録研修機関は、法第十二条の十九の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 休止又は廃止しようとする旅程管理研修業務の範囲

二 旅程管理研修業務を休止又は廃止しようとする日

三 旅程管理研修業務を休止しようとする期間

四 旅程管理研修業務を休止又は廃止しようとする理由

(旅程管理研修業務の引継ぎ)

第三十七条の八 登録研修機関は、法第十二条の二十七第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならぬ。

一 旅程管理研修業務を観光庁長官に引き継ぐこと。

二 旅程管理研修業務に關する帳簿及び書類を観光庁長官に引き継ぐこと。

三 その他観光庁長官が必要と認める事項(禁止行為)

第三十七条の九 法第十三条第三項第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとす。

一 運送サービス(専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。)を提供する者に對し、輸送の安全の確保を不當に阻害する行為

二 旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要すること又は特定の物品を購入することを強要すること

三 宿泊のサービスを提供する者(旅館業法(昭和二十三年法律第二百三十八号)第三条の二第一項に規定する営業者を除く。)と取引を行ふ際に、当該者が住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)第三条第一項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為

(準用)

第四十八条 第三十四条から第三十七条の八までの規定は、法第二十八条第五項に規定する登録研修機関について準用する。この場合において、第三十四条第一項及び第三十七条中「第十一条の十一第一項」とあるのは「第二十八条第五項」と、同項第二号及び第三号、第三十五条、第三十七条の二第一号、第二号、第十一号、第十二号及び第十四号、第三十七条の三、第三十七条の六第二項並びに第三十七条の八第一号及び第二号中「旅程管理研修業務」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務」と、第三十四条第二項第三号、第三十六条第一号、第二号及び第五号から第七号まで、第三十七条の二第三号から第七号まで並びに第三十七条の六第一項及び第三項中「旅程管理研修」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」と、第三十四条第二項第三号中「別表第一」のあるのは「別表第二」と、第三十六条第一号中「旅行業」とあるのは「旅行サービス手配業」と、第三十七条の七中「第十六号様式」とあるのは「第二十一号様式」と読み替える(書面の記載事項)。

第四十九条 法第二十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 旅行サービス手配業務に関し取引をする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所(当該者が旅行業者等又は旅行サービス手配業者である場合においては、氏名又は商号若しくはある場合においては、氏名又は商号若しくは名前及び住所並びに登録番号)

二 契約を締結する旅行サービス手配業者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号

三 旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容

四 旅行サービス手配業者が旅行サービス手配業務に關し取引をする者に支払う対価又は旅行サービス手配業務の取扱いの料金に関する事項

五 当該契約に係る旅行サービス手配業務を取り扱う営業所の名称及び所在地

六 当該契約に係る旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名

七 契約締結の年月日

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十条 第二十七条の五の規定は、法第三十条第二項の規定により同項に規定する措置を講ず

第二十七条の五第一項第一号中「旅行業者等」とあるのは「旅行サービス手配業者」と、同号中「旅行業務に關し取引をする者(旅行者を除く。以下この条において同じ。)」とあり、並びに同号イからハまで及び同号第二項第一号中に「旅行業務に關し取引をする者」とあるのは「旅行サービス手配業務に關し取引をする者」と読み替えるものとする。

第五十一条 第二十七条の六第一項の規定は令第二条第三項において準用する令第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について、第二十七条の六第二項の規定は令第二条第三項において準用する令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、第二十七条の六第二項第一号中「旅行業務」とあるのは「旅行サービス手配業務」と、「旅行業者等」とあるのは「旅行サービス手配業者」とあるものとする。

第五十二条 法第三十一条第三項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 旅行サービス手配業務に關し取引をする者に對し、法令に違反する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行ふことに關し便宜を供与する行為

二 運送サービス(専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。)を提供する者に對し、輸送の安全の確保を不當に阻害する行為

三 旅行サービス手配業務に關し取引をする者に對し、旅行者が特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為を行うことをあつせんし、又はその行為(事業の廃止等の届出)

第五十三条 法第三十五条第一項の規定により旅行サービス手配業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業廃止届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 登録番号

三 合併の年月日

四 合併後存続する法人又は合併により設立した法人の商号又は名称及び所在地

五 合併の理由(死亡の届出)

第五十五条 法第三十五条第三項の規定により旅行サービス手配業者の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行サービス手配業者死亡届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 登録年月日

三 死亡の年月日

(心身の故障により認知等を行ふことができない状態となつたときあつては、その法定代理人若しくは同居の親族を含む)は、当該旅行サービス手配業者(法人にあつては、その役員)が精神の機能の障害

を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない状態となつたときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合においては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

第五十六条 令第四条第四項に規定する手数料は、旅行サービス手配業務取扱管理者研修受講申請書に収入印紙を貼つて納めなければならない。

第五十七条 法第四十一条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 事務所の所在地

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 社員である旅行業者等の氏名又は商号若しくは名称、住所、登録番号及び登録年月日を記載した書類

四 役員の名簿及び履歴書

五 法第四十二条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

六 最近の事業年度における事業報告書及び収支決算書

七 法第四十一条第一項第四号から第六号までに掲げる要件を備えていることを証する書類(心身の故障により法第四十二条各号に掲げる業務を適正に行なうことができる者)

第五十七条の二 法第四十一条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により法第四十二条各号に掲げる業務を適正に行なうに當たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者とする。

(名称等の変更の届出)

第五十八条 法第四十一条第三項の規定による変更の届出は、変更しようとする日の二週間前までに書面によりしなければならない。

の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

附 則 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 旅行あつ旋業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第七十九号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

附 則 （昭和四七年三月一二日運輸省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 （昭和四七年一月二日運輸省令第五九号）
この省令は、昭和四十七年十一月十日から施行する。

附 則 （昭和五〇年七月一日運輸省令第二三号）

この省令は、昭和五十年七月十日から施行する。
附 則 （昭和五二年七月九日運輸省令第一号）
この省令は、昭和五十二年七月十五日から施行する。

附 則 （昭和五三年三月二七日運輸省令第一号） (施行期日)

1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。
附 則 （昭和五四年四月二八日運輸省令第一六号）
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
2 運輸大臣は、この省令の施行の際現に旅行業法第十一条の四第三項の規定による指定を受けている指定講習機関が実施する講習会の課程を修了した者について試験の一部を免除する事項その他試験の一部の免除に関し必要な事項をこの省令の施行の日から一月以内に官報で公示するものとする。

2 運輸大臣は、この省令の施行による指定を受けている指定講習機関が実施する講習会の課程を修了した者について試験の一部を免除する事項その他試験の一部の免除に関し必要な事項をこの省令の施行の日から一月以内に官報で公示するものとする。

附 則 （昭和五四年七月一二日運輸省令第三号）

この省令は、昭和五十五年一月一日から施行する。
附 則 （昭和五六年三月二五日運輸省令第七号）
この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。
附 則 （昭和五六六年九月二八日運輸省令第四二号）
この省令は、昭和五十六年十月一日から施行する。
附 則 （昭和五八年二月一四日運輸省令第五号）
(施行期日)
1 この省令は、旅行業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十八年四月一日）から施行する。

2 この省令の施行前に改正前の旅行業法（以下「旧法」という。）第十二条の三第四項第一号又は同項第二号の規定による認定を受けた者は、この省令による改正後の旅行業法正前の旅行業法施行規則第十条第二項及び第三項並びに第十二条第一項の規定は、なおその効力を有する。

3 この省令の施行前に旧法第十二条の三第四項第一号又は同項第二号の規定による認定を受けた者は、この省令による改正後の旅行業法施行規則（以下「新規則」という。）第二十条及び第三十三条の規定の適用については、それぞれ第二十条及び第三十三条に規定する国内旅行業務取扱主任者試験に合格した者又は一般旅行業務取扱主任者試験に合格した者とみなす。（旅程管理業務を行う主任の者に関する特例）

4 改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用される法第十二条の十一第一項の運輸省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験は、新規則第三十四条に規定する経験とする。（経過措置）

附 則 （昭和五九年三月一九日運輸省令第四号） (施行期日)

1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
附 則 （昭和五九年三月一九日運輸省令第一号）
(施行期日)
1 この省令は、なお従前の例による。

附 則 （昭和五九年六月一二日運輸省令第一八号） 令 第三八号

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
附 則 （昭和五六六年三月二五日運輸省令第七号）
この省令は、昭和五六六年四月一日から施行する。

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六二年三月二五日運輸省令第四二号） 抄

1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六二年七月二〇日運輸省令第二五号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三年三月二二日運輸省令第二号） (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成五年七月一二日運輸省令第二三号） (施行期日)

この省令は、平成五年七月一日から施行する。

附 則 （平成元年七月二〇日運輸省令第二四号） (施行期日)

この省令は、平成元年七月二十日から施行する。

附 則 （平成五年七月一二日運輸省令第二二号） (施行期日)

この省令は、平成五年七月一日から施行する。

附 則 （平成六年三月二九日運輸省令第九号） (施行期日)

この省令は、平成六年三月二九日から施行する。

附 則 （平成六年三月三〇日運輸省令第二二号） 抄

この省令は、平成六年三月三十日から施行する。

附 則 （昭和五九年一二月二〇日運輸省令第三号） 令 第三八号

この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対しした申請等とみなす。

附 則 （昭和五九年一二月二〇日運輸省令第三号） 令 第三八号

この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附 則 （昭和五九年六月一二日運輸省令第一二号） 抄

この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 から三まで 略

四 第三条、第十八条、第四十四条及び第四十五条の規定 平成六年十月一日
附 則 (平成六年九月三〇日運輸省令第
四六号) 抄

(施行期日)
九号 (施行期日)

第一条 この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。
(聴聞に関する規定の整備に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。

附 則 (平成八年二月二七日運輸省令第
二号)

第二条 改正法附則第二条第一項の規定により改正法による改正前の旅行業法（以下「旧法」という。）の規定による一般旅行業又是国内旅行業の登録を受けている者が受けたとみなされる改正法による改正後の旅行業法（以下「新法」という。）の規定による旅行業の登録は、次のようにとする。

一 主催旅行を実施する一般旅行業の登録については、第一種旅行業の登録

二 主催旅行を実施する国内旅行業の登録については、第二種旅行業の登録

三 前二号に掲げる登録以外の登録については、第三種旅行業の登録

二 改正法附則第三条第一項の運輸省令で定める登録の申請は、主催旅行を実施しない一般旅行業者がした主催旅行を実施しない国内旅行業の新規登録の申請及び主催旅行を実施しない国内旅行業者がした主催旅行を実施しない一般旅行業の新規登録の申請による申請は、次に掲げるところにより、それぞれ新法の規定による申請とみなす。

一 主催旅行を実施する一般旅行業の新規登録の申請（次号に掲げるものを除く。）には、第一種旅行業の新規登録の申請

- 二　国内旅行業者がした主催旅行を実施する一般旅行業の新規登録の申請にあつては、第一種旅行業への変更登録の申請

三　主催旅行を実施しない一般旅行業の新規登録の申請（次号に掲げるものを除く。）にあつては、第三種旅行業の新規登録の申請（次号に掲げるものを除く。）にあつては、第三種旅行業への変更登録の申請

四　主催旅行を実施する国内旅行業者がした主催旅行を実施しない一般旅行業の新規登録の申請にあつては、第三種旅行業への変更登録の申請

五　主催旅行を実施する国内旅行業の新規登録の申請（次号に掲げるものを除く。）にあつては、第二種旅行業の新規登録の申請

六　一般旅行業者がした主催旅行を実施する国内旅行業の新規登録の申請にあつては、第二種旅行業への変更登録の申請

七　主催旅行を実施しない国内旅行業の新規登録の申請（次号に掲げるものを除く。）にあつては、第三種旅行業の新規登録の申請

八　主催旅行を実施する一般旅行業者がした主催旅行を実施しない国内旅行業の新規登録の申請にあつては、第三種旅行業への変更登録の申請

九　旅行業代理店業の新規登録の申請にあつては、旅行業者代理業の新規登録の申請

十　主催旅行を実施する一般旅行業の更新登録の申請にあつては、第一種旅行業への変更登録の申請

十一　主催旅行を実施する国内旅行業の更新登録の申請にあつては、第二種旅行業の更新登録の申請

十二　主催旅行を実施しない一般旅行業又は国内旅行業の更新登録の申請にあつては、第三種旅行業の更新登録の申請

十三条　この省令の施行の際現にされている新規登録又は更新登録の申請に係る基準資産額については、なお従前の例による。

一　この省令の施行の日から平成十一年三月三十日までの間にされた新規登録、更新登録又は変更登録の申請については、この省令による改正後の旅行業法施行規則（以下「新規則」という。）第三十四条第一項に規定する旅程管理制度に関する実務の経験を有する者について、「五百万元」とする。

第四条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の旅行業法施行規則（以下「旧規則」という。）第三十四条第一項に規定する旅程管理制度

- は、この省令の施行の日に新規則第三十四条第一項に規定する旅程管理業務（旧規則第三十四条第一項第二号に規定する旅程管理業務に関する実務の経験を有する者にあつては、本邦外の旅行に関する旅程管理業務）に従事したとみなす。

2 この省令の施行の際現に旧法第十二条の十一第一項に規定する研修の課程を修了している者は改正法附則第十条の規定により新法第十二条の十一第一項に規定する研修の課程を修了している者とみなされる者については、この省令の施行の日に当該研修の課程を修了したものとして新規則第三十四条第一項の規定を適用する。

附 則（平成九年一二月一五日運輸省令 第七五号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正前の旅行業法施行規則第一号様式及び第八号様式による新規登録申請書、更新登録申請書及び変更登録申請書並びに合格証再交付申請書については、それぞれ同条の規定による改正後の旅行業法施行規則第一号様式及び第八号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

3 第二条の規定による改正前の旅行業法施行規則第四号様式及び第六号様式による登録事項変更届出書及び取引額報告書については、それぞれ同条の規定による改正後の旅行業法施行規則第四号様式及び第六号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、押印することを要しない。

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（旅行業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行前に改正前の旅行業法施行規則（以下「旧旅行業法施行規則」という。）第五条第一項の規定によりされた届出書の提出で、この省令の施行の日において提出先の行政庁が異なることとなるものは、改正後の旅行業

- 法施行規則（以下「新旅行業法施行規則」とい
う。）の相違規定によりされた提出とみなす。
2 旧旅行業法施行規則第一号様式による新規登
録申請書、更新登録申請書及び変更登録申請書
について、新旅行業法施行規則第一号様式に
かかわらず、当分の間、なおこれを使用するこ
とができる。この場合には、収入印紙又は証紙
のちよう付は、手数料を納めなければならない
登録の申請の場合に限るものとする。
(証票等に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前に交付した改正前のそ
れぞれの省令の規定による証票、身分証明書及
び職員証は、改正後のそれぞれの省令の規定に
よる証票、身分証明書及び職員証とみなす。

附 則 (平成二二年三月一九日運輸省令
第一四号)

1 (施行期日)
この省令は、平成十二年四月一日から施
行する。

2 (経過措置)
この省令の施行前に和議開始の申立てをした
会社が発行した社債券については、この省令に
よる改正後の旅行業法施行規則第八条第二号の
規定にかかわらず、なお從前の例による。

附 則 (平成二二年一月二九日運輸省
令第三九号)

(施行期日)
この省令は、平成十三年一月六日から施
行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の船員法施行規則
第十七号様式による災害補償審査（仲裁）申請
書、水先法施行規則第一号様式による水先人免
許申請書、第三号様式による水先人免狀再交付申
請書、第四号様式による水先人免許更新申請
書、第五号様式による水先人試験／第一次／第
二次／受験申請書並びに第十二号様式による納
付書、自動車登録番号標交付代行者規則別記様
式による標識、自動車整備士技能検定規則第一
号様式による自動車整備士技能検定申請書、自
動車事故報告規則別記様式による自動車事故報
告書、道路運送車両法施行規則第一号様式によ
る封印取付受託者の標識、第四号様式によ
る回送運行許可証、第十二号様式の三による檢
査標準、第十五号様式による軽自動車届出書、
第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七
号様式の二による臨時運転番号標貸与証及び

第十七号様式の二による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年運輸省令第四号）別記様式による海技免状引換え申請書、第二号様式による海技従事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項（海技免状）訂正申請書、第七号様式による海技免状更新申請書、第九号様式による海技免状再交付申請書、第十一号様式その一による海技士（航海・電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験申請書（一）、第十一号様式その二による小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第十五号様式による乗組み基準特例許可申請書、第十五号様式の二による縮約国資格受有者承認申請書・登録事項（承認証）訂正申請書・承認証再交付申請書、第十六号様式その一による納付書並びに第十六号様式その二による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第十一号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までによる登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証、第十六号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による自動車予備検査証並びに第十八号様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第三号様式による旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿、船第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による変更届出添付書類、第六号様式による取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様式による旅行業登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行業登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書並びに船舶料理士に関する省令第一号様式による船舶料理士資格証明書交付申請書及び第三号様式による船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

<p>附 則 (平成一三年三月二六日国土交通省令第三号)</p> <p>この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一四年四月二八日国土交通省令第五八号) 抄</p> <p>この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号)</p> <p>この省令は、平成十三年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一四年八月二日国土交通省令第九三号)</p> <p>この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年八月五日）から施行する。</p>

<p>附 則 (平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一六年一二月一三日国土交通省令第九八号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年三月二七日国土交通省令第一〇号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一九年三月二七日国土交通省令第一〇号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年三月二七日国土交通省令第一〇号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一九年三月二七日国土交通省令第一〇号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年三月二七日国土交通省令第一〇号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一九年三月二七日国土交通省令第一〇号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令第二五号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成一七年三月二八日国土交通省令第二二号)</p> <p>この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年八月二八日国土交通省令第五三号)</p> <p>この省令の施行の際現に存する第二条の規定による改正前の海難審判法施行規則別表による証票、第六条の規定による改正前の通訳案内士法施行規則第一号様式による合格証書及び第二号様式による筆記試験合格証書、第九条の規定による改正前の旅行業法施行規則第一号様式による改正前の通訳案内士法施行規則第一号様式による合格証書及び第二号様式による改正前の観光旅館の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則別記様式による改正前の国際観光ホテル整備法施行規則第三号様式による証明書並びに第十八条の規定による改正前の観光旅館の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則別記第一号様式による標識とみなす。</p>	<p>附 則 (平成二〇年一二月一一日国土交通省令第五三号)</p> <p>この省令は、消費税及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年一二月一一日国土交通省令第五三号)</p> <p>この省令は、消費税及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二二年八月二八日国土交通省令第五三号)</p> <p>この省令は、改正前の旅行業法施行規則第三十三条第一項に規定する旅程管理業務に関する実務の経験とみなす。</p>
<p>附 則 (平成二二年八月二八日国土交通省令第五三号)</p> <p>この省令は、改正前の旅行業法施行規則第三十三条第一項に規定する旅程管理業務に関する実務の経験とみなす。</p>	<p>附 則 (平成二二年八月二八日国土交通省令第五三号)</p> <p>この省令は、改正前の旅行業法施行規則第三十三条第一項に規定する旅程管理業務に関する実務の経験とみなす。</p>

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

附 則（平成二四年六月二九日国土交通省令第六八号）

（施行期日）
この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年一二月一四日国土交通省令第八九号）

（施行期日）
この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年一二月九日国土交通省令第八二号）抄

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

（旅行業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条 当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の旅行業法施行規則第一条の四第二項及び第三項並びに第一条の五第二項及び第三項の規定の適用については、同令第一条の四第二項中「のうち住民票コード（同法第七十三条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、同条第三項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、同項中「のうち住民票コード以外のものを利用」とあるのは「を利用」と、同令第一条の五第二項及び第三項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」とあるのは「の提供」と、同項中「のうち住民票コード以外のものを利用」とあるのは「を利用」とする。

附 則（平成二十九年一〇月六日国土交通省令第六〇号）
この省令は、平成三十九年十月七日から施行する。

附 則（平成二九年一〇月三一日国土交通省令第六六号）
（施行期日）
この省令は、平成三十年一月四日から施行する。

（経過措置）
2 当分の間、第一条の規定による改正後の旅行業法施行規則第四十三条第二項の適用については、同項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、「のうち住民票コード以外のものを利用」とあるのは「を利用」とする。

附 則（平成三十一年一月四日国土交通省令第一号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年一月四日）から施行する。

附 則（平成三十一年三月三十日国土交通省令第二二号）
（施行期日）
1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行前にされた旅行業法第四条の登録の申請又は同法第六条の三の有効期間の更新の登録の申請であつて、観光庁長官による登録をするかどうかの处分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年四月一六日国土交通省令第三八号）
この省令は、平成三十年六月十五日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年九月一三日国土交通省令第三四号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律を改正する。

附 則（令和元年一月一六日国土交通省令第四七号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。
附 則（令和二年一月二三日国土交通省令第九八号）
（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則（令和三年八月三一日国土交通省令第五三号）
（施行期日）
1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則（令和四年二月二八日国土交通省令第七号）
（施行期日）
1 この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
附 則（令和五年四月二八日国土交通省令第四二号）
この省令は、所得稅法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和五年五月一日）から施行する。
附 則（令和五年一二月二八日国土交通省令第九八号）

社、支行窓の新規登録又は更新登録の中譲をする者が、施行規則を取り扱うための登録者について記載下さい。

《日本商事報紙》人刊人選

第一号様式（第一条の四関係）

(日本企画規格 A列4番)

第三号様式（第二条関係）

(日本企画規格 A 列 4 番)

(日本産業規格 A列(4 頁))

注 実更に係る事項が旅行業者を取り扱わせる旅行業者代理業者に係るものである場合に記載し、添付すること。

(日本産業規格 A列4面)

第六号様式（第九条の二関係）

(日本語英訳版 A3列 4面)

第七号様式（第十条の四関係）

(日本産業規格 A列4面)

第八号様式（第十四条関係）

第八回明式 （第一回～第八回）		（第九回～第十二回）	（第十三回～第十六回）
聯合執行部會 董事會委員會執行部 聯合執行部會 董事會委員會執行部 聯合執行部會 董事會委員會執行部			
合規審查			
氏 名			
生 年 月			
發行審批書一項の三回以上に亘る監査結果を基に監査報告書を作成し合規性を確認したことを記す。			
年 月 日			
監視官監察 監視官監察合規性検査合規性検査			

(日本産業規格 A列4番)

第九号様式（第十四条関係）

(日本企業規格 A列4番)

第十号様式（第二十七条の七関係）

第十一種様式(第十九十の七の四型)	
<p style="text-align: center;">2.4%レートモード</p>	
(専 用)	被 告 名 (年月日生)
訴訟実施所	
訴訟費用	
<p style="text-align: center;">総合行務取扱管理者 上の各支所に於ける 国内外の事務取扱管理者 並に同様の取扱いを受ける であることを知る。</p>	
(施行日) 年 月 日	

被告者は上記行務取扱管理者の氏名又は名称
主たる営業所の所在所
氏名 氏名

(発行日) 年 月 日

第十一号様式（第二十八条関係）

第十一号式(第二二六号用印)	
外務省 氏名(年月日) 通商交渉局 (年月撮影)	
上記の篆書所に所属する外務官であることを認める。	
持行者又は持行代業者の氏名又は名前 主たる実業所の所在地 代 表 者 名	

上記の営業所に所属する外務員であることを認する。

第十二号様式（第三十一条関係）

第十三号様式（第三十一条関係）

第十二号(通称「第一回」)の登録を受けて、本規約は、明治三十一年十一月一日起算する 一周年後、即ち明治三十二年十一月一日以後、有効となる。	
日本語訳書 (英語訳書の内別)	
Licensed by the Japan Travel Agency in accordance with Article 12 of the Law on Travel Agents (Scope of Activities: Domestic Travel)	
登録 号 番 Number	登録行 期 番 Number
登 録 年 月 日 Date of License	年 月 日 Year Month Day
有 効 期 限 Term of Validity	from to 年 月 日 から 年 月 日 まで
社 名 又 是 記 株 Name or Branch	
登 録 所 在 の 地 告 Notice of Branch	
顧 客 服 務 Travel Services Manager	姓 Name 性別 Sex 年 齡 Age
合 同 協 證 Trade Contract	年 月 日 Year Month Day

面 1. 地の色は、白色とする。
 2. 送金額をもと算出しない者にあつては、受託取扱金額毎行名の欄を
 空けることとする。
 3. 受託金額毎行名の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者がある場合と
 よう記載する。

第十四号様式（第三十一条関係）

は 1. 地の鳥は、青鳥とする。
2. 受託契約を締結していない者にあっては、受託取扱企画旅行名の欄を
略すことができる。
3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が承認と
て記載する。

第十五号様式（第三十一条関係）

注 1. 旅の旅は、日旅とする。
2. 受託契約を締結していない者にあっては、受取扱企画旅行名の欄を
略することができる。
3. 受取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の立派者が料記す
るよう記載する。

第十六号様式（第三十七条の七関係）

第十七号様式（第四十二条関係）

(日本庭園模様 A列4面)

(日本産業視察 A列4番)

第十八号様式（第四十四条關係）

第十八号様式(第30-15号様式)		のもの中身(裏面)、本文(裏面)を()で示す	
銀行手形(支票兼用書類用)			
登記年月日	年 月 日		
定期取扱銀行名セイキドヒヤクヨウ			
定期取扱銀行セイキドヒヤクヨウ			
ふりがな	姓 名		
姓(人)と名(姓)の ふりがな(假名)			
ふりがな	代名(法事名)		
代名(人)と名(代名) (法事名)の ふりがな(假名)			
ふりがな	性別(性)		
性別(男)と性別(女) (性)の ふりがな(假名)			
ふりがな	漢字		
ふりがな	ふりがな	ふりがな	
主たる就業場所の 前		主たる就業場所の 後	

(日本産業規格 A列 4 番)

第十九号様式（第四十五条関係）

第十九号様式（第四十五条関係）（別紙第十九号、本件の場合は「一欄用紙」）

受付日	年月日	郵便番号	郵便局名
支店名	（新宿の郵便局を指すことを。）		
新	日		
年月日			
記載欄			
契約者二つと本件一事の規定により郵便事業の変更が可能とします。 この便は複数の郵便局に記載事項は、専門に複数あります。			
届け人の氏名又は名称 (日本語英語) A列(4面)			

第二十号様式（第四十五条関係）

第二十号様式（第四十五条関係）（別紙第二十号、本件の場合は「一欄用紙」）

受付日	年月日	郵便番号	郵便局名
支店名	（新宿の郵便局を指すことを。）		
新	日		
記載欄			
契約者二つと本件一事の規定により郵便事業の変更が可能とします。 この便は複数の郵便局に記載事項は、専門に複数あります。			
届け人の氏名又は名称 (日本語英語) A列(4面)			

第二十一号様式（第四十八条関係）

第二十一号様式（第四十八条関係）（別紙第二十一号、本件の場合は「一欄用紙」）

受付日	年月日	郵便番号	郵便局名
支店名	（新宿の郵便局を指すことを。）		
新	日		
記載欄			
契約じける事項及びその他の要領等に従るものとの場合に記載し、添付すること。			
届け人の氏名又は名称 (日本語英語) A列(4面)			

